

監査公告第 17 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

平成 30 年度 観光戦略部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・松尾芭蕉関連事業における市の魅力発信について、次のとおり意見を付す。

山中温泉芭蕉の館をはじめとし、芭蕉祭山中温泉 全国俳句大会、奥の細道サミットなど、松尾芭蕉関連の各種事業は所管が分散しており、魅力発信が少ないように感じる。

文化的魅力の向上を目指して、知名度の高い芭蕉ゆかりの事業についてさらなる工夫を凝らしてはどうか。

文化振興を担う部署が中心となり、施策としての全体方針を明確にしつつ、発信力の強化に努められるよう期待したい。

対 応

松尾芭蕉は、大聖寺や山中温泉にゆかりがあり、市の魅力を発信する重要な文化資産と考えております。

加賀市では、「奥の細道サミット」や「おくのほそ道の風景地ネットワーク」に参加しております。現在、おくのほそ道の風景地ネットワークにおいて、奥の細道サミット加盟都市と連携して、日本遺産の認定を目指しています。

2019 年度が、奥の細道の旅立ちから 330 年目の節目にあたることから、各地域間の連携を図る記念事業を計画しています。これを機に芭蕉祭山中温泉全国俳句大会など芭蕉に関する事業や施設との連携に努めていきます。